

# ため池の利活用の明確化について

ため池の安全対策事例集

平成25年農林水産省農村振興局防災課資料より

- 安全対策の検討を行う上で、部外者の立ち入りを遮断することが最も効果的ではありますが、ため池がもつ多面的機能を発揮するためには、地域において景観、親水などの多目的に利活用することは、ため池の保全にも繋がります。
- このため、安全対策を検討する際は、当該ため池の利活用状況を把握したうえで、今後どの区域をどのように利活用するのかを地域住民や利用者とともに明確化し、安全対策を検討することが、効果的かつ効率的な対策を図るうえで重要となります。
- ため池の施設管理者、所有者、公園管理者が異なる際には、この管理区分を明確にすることも重要となります。

# 施設の整備は、管理・所有者の責任

ため池の安全対策事例集

平成25年農林水産省農村振興局防災課資料より

- ため池の周辺においては、都市化や混住化が進んでいるところも多く存在し、ため池における事故の危険性が増しています。
- このような状況のなか、管理者における安全管理に対する意識の高揚、周辺地域との連携などが重要な課題となってきました。
- 管理者として、事故の未然防止に最善の努力を払っていても、事故を防ぐことは困難な面もあり、施設の事故に対する損害保険をかけている管理者等の多くなってきました。
- また、事故が発生した場合、管理者等を相手として損害賠償が提訴される事例もあり、このような場合、管理者として、適法・適切かつ迅速な対応が求められ、相当の負担となっているのが実状です。
- 安全施設の整備は、管理・所有者の責任であるとともに、周辺住民の利用や管理者の施設管理において、安全を確保し生命を守る非常に重要な施設であることを再認識して頂き、今後のため池の活用を明確にしたうえで、本資料を参考に必要な安全対策を講じて頂きますようお願いいたします。

# 長沢池水利組合から鑄銭司自治会へのお願い

## 1. 松島・弁天様の土地の所有者の確定

- ・土地の所有者は、今宿区自治会である、当自治会は権利なき団体であるため、明治後期の地区世話人2名に登記上の名義を委任してる形態と思われる。
- ・管理者は、
  - ・道の上/東 世話人(道の上自治会)
  - ・道の上/中 世話人( 同上 )
  - ・道の上/西 世話人( 同上 )
  - ・河原 世話人(河原自治会)
  - ・今宿東 世話人(今宿東自治会)
  - ・今宿西 世話人(今宿西自治会)
- ・現在、法律上の所有者は他界され不在の状態である。

6名であり、会長は互選している

この機会に、鑄銭司自治会が、単位自治会を指導して、今宿区自治会を認可地縁団体化して、その所有地として確立させていただきたい。

- ・松島は長沢池に浮かぶ島、パーク構想を発展させるために、黒山八幡宮、単位自治会住民の協力。
- ・長沢池と松島との境界の施設維持の安全管理面の責任体制の確立。  
は不可欠である。
- ・長沢池を囲む周辺の土地で所有者が曖昧なのは松島だけである、解決していただきたい。

## 長沢池水利組合から鑄銭司自治会へのお願い

### 2. 長沢池をNPO法人鑄銭司自治会への譲渡も可能、貴所有地としての活用して頂きたい

- 記録では旧水利組合の活動は昭和九年以降現存している、地域の皆さんの財産である長沢池の保全管理を続けていることがわかる。
- 昭和50年、国から旧水利組合が譲り受けた、旧水利組合は権利なき団体であったため受益農家103名が組合から所有を委任されて登記がなされていた。
- 池の樋門管理及び用水路の維持管理には多額の費用が必要の爲、水上ゴルフに湖面を賃貸していて、景観を害していることはご理解いただきたい。
- 平成19年、水利組合を一般社団法人化して長沢池を保存登記して現在に至る。
- **ここ数年、近隣農家、稲作農業の存続自体が危惧されていて、**  
長沢池の農業用ため池としての役割は終焉を迎えている状態  
長沢パーク構想では、長沢池を含めて周辺一帯をNPO法人鑄銭司自治会の所有として一元管理すれば、農林省資料に記述のあるとおり、所有者と管理者が一元化され更なる発展が望める。

個人的な見解が多分ですが、いかがなものでしょうか、よろしくご検討をおねがいします。

## 長沢池水利組合から鑄銭司自治会へのお願い

### 3. 気付き事項

#### ・長沢パーク構想の表現

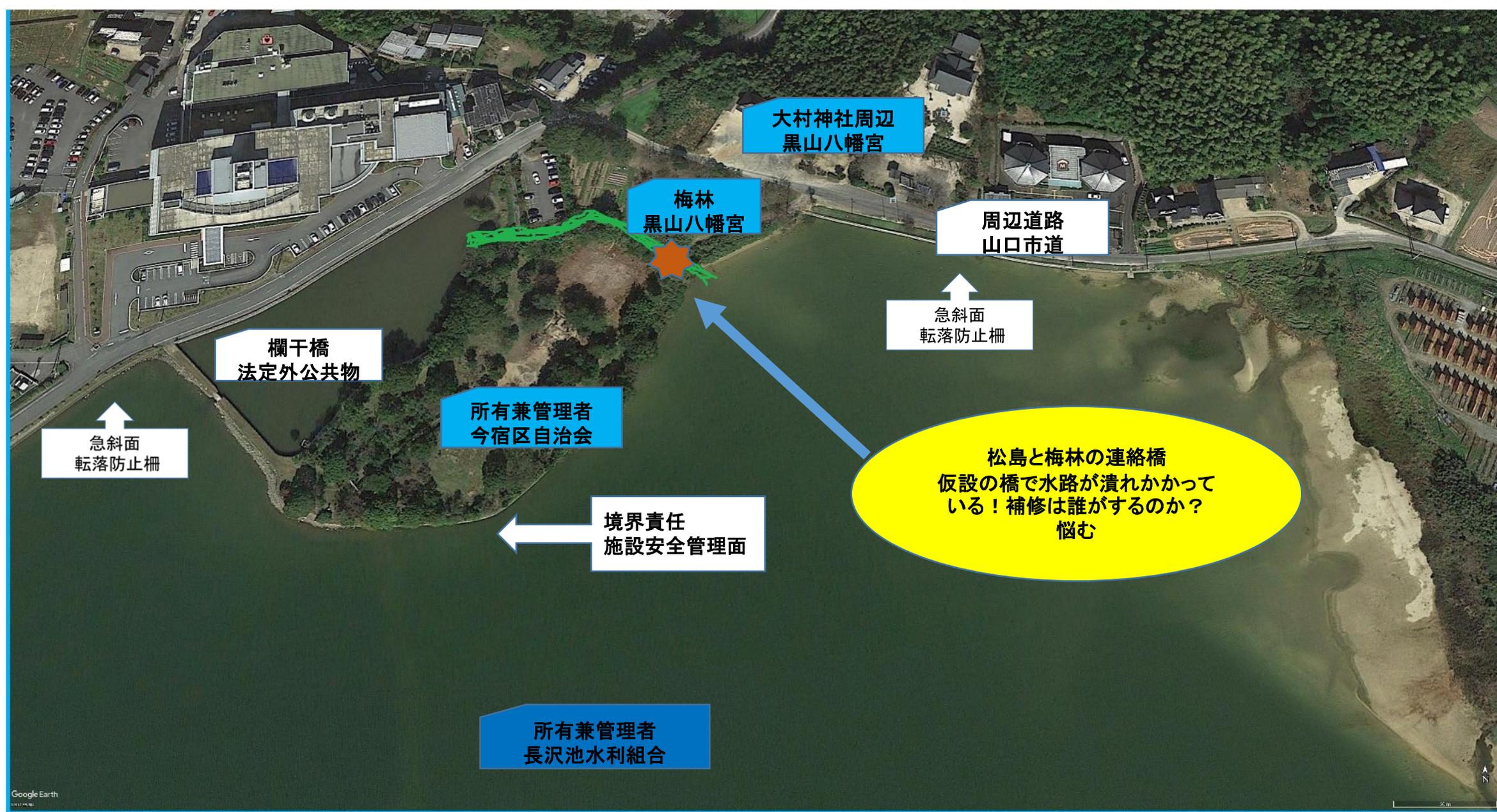
当池は過去も現在も農業用ため池であること、現在は当法人が所有・管理している私有の土地です。誤解を招く恐れがあるので、長沢池を連想させる長沢パークの表現はいかなものか？

#### ・ 周辺土地所有者・管理者との合意形成

近隣の施設での不協和音を耳にする、安全対策、管理体制、所有者との合意形成の為には  
山口市当局、黒山八幡宮、近隣自治会、特に松島の開発行為であれば、神社、今宿区自治会、  
当法人との事前の書面での合意形成が必須である。

#### ・ 公園開発となると、近隣の病院、神社、福祉施設、学園関係者との利用の方法なども事前に協議しておいたほうが良いかとも思える。

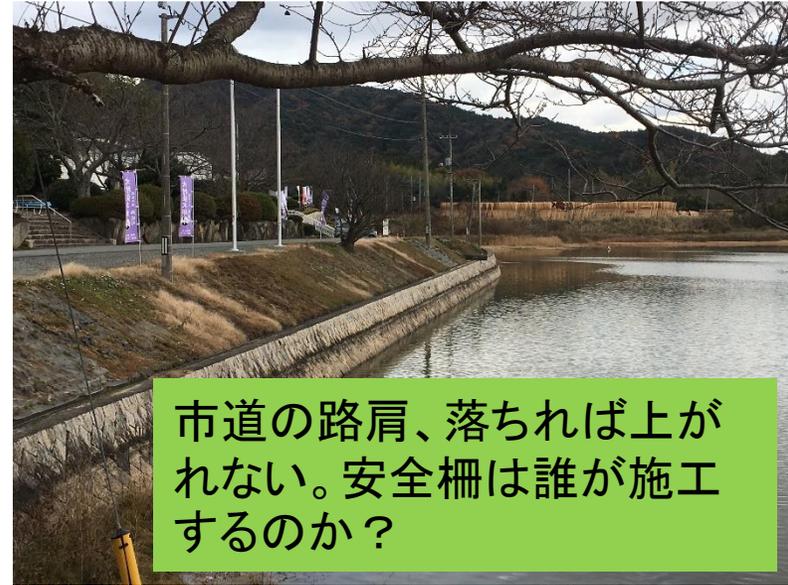
- ・ 長沢池は過去も現在も農家の人の多大な勤労奉仕と費用を費やし、所有管理している民有地であって私有の公園ではない、ある時から事前の合意なしに、連合自治会から公園呼ばわりされ、対応に苦慮し、協力する気を削がれていたとの関係者の声をも聴く。
- ・ 連合自治会もいわゆる権利なき団体であって、契約書・合意書などの主体者とは認められない存在。地域作りを主体性を持って実行するためには連合自治会をNPO法人化して設立していくことが重要と思える。



Google Earth



法定外公用物の道路  
路肩の石の管理



市道の路肩、落ちれば上が  
れない。安全柵は誰が施工  
するのか？



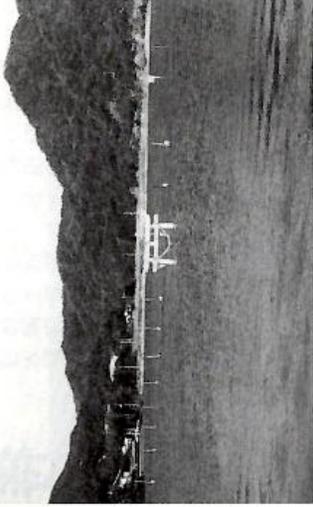
松島の岸壁、施工の経緯



松島の岸壁、維持管理

# 人が少ないうちは良いが……





慶長十八年（一六一三年）現在の吉南病院附近、今宿字三松に安芸国宮島から厳島大神を御勧請し祀られていたが、寛永年間（一六四〇年頃）時の小郡代官、東條九郎衛門は世間の状況、民意の把握に秀で藩主毛利秀就の信任あつく、開作作りを始め、井手、用水池作

# 長沢池と

## 弁天様

今宿東  
松崎 正男

り等地域の発展に多大なる業績を残した。長沢池築堤もその中の一つだが、当時、池の周辺は「蛇が池」「明神池」と二つの小さな池と、その周囲は湿地帯で広く長い澤田原であり、立地条件にも恵まれていたで、此の用水池の築堤を行った（工期不明）。地元の人々は此の用水池を長沢池と言ひ山口市川東地区は勿論、大道地区の農業になくはならない水源である。

慶安四年（一六五二年）頃完成した此の池は、工事施行に当り代官の希望で、日本三景の縮図を此の池の中に納め美しい景観を作り出すため、天橋立（現・ゴルフ練習場附近）を模した師、及び宮城県の松島を模した島を作り松島とし、この島へ三松にあつた厳島大神を遷し、池の鎮守、村民の護神として祭つた。境内にある、「松島天女廟碑」に文久二年（一八六三年）邑中の人々が遷宮の年、厳島大神の二五〇年祭であつたので盛大にお祭りを執行したとの記録が残されている。又同境内の鳥居は三松より移されたものと言われ非常に古い歴史的なものである。年は移り明治三九年、山口県が公布した神社整理要綱に従ひ明治四二年（一九〇九年）村内に鎮座する神社は総て黒山八幡宮に合祀されることになり、厳島社も解体される運命となつたが、当時の社殿

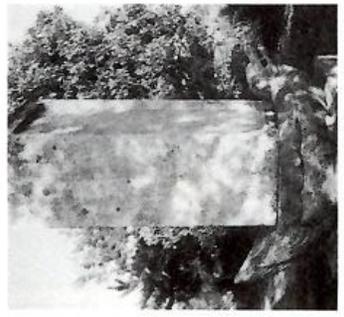


は、本殿、拜殿、舞殿、通夜堂と立派なお社であつたとか、誠に惜しいことをしたものである。明治四五年（一九一二年）今宿に居住している住民は此の地に新しく「石の祠」を建立、弁天財のご分霊を黒山八幡宮より招魂し同年五月十七、十八日の二日間、三〇〇年祭を挙行したと記録に残っているが、現在も氏子による祭礼が毎年賑かに持続されている。長沢池の中に眺望出来る鳥居は本来木製のものであつたが、神社整理要綱で厳島社と同様解体された今宿住吉神社にあつた石鳥居を移設したものである。

先にのべた「松島天女廟碑」の碑文に「澤之長池、其水漫漫、干田干圃、無滂無乾、民足家給、是神所安」と記してあるが「この用水池は大変大きく其の水は漫々と湛え現在迄、干いた田圃にも畠にもよく水が当り、日焼けになる事もなくお陰で各家の人々も豊かになり、神の徳を崇め奉つている」

との意であるとか、住民の信仰の深さが理解できる。又同じ境内にある三つの句碑に、  
「この宿を、はや鳴すぎよ、ほととぎす、よそにも今は、初音まつ頃」宗祇  
「旅人と、わが名よばれん、初時雨」芭蕉  
「何の木の花とは知らず、匂いかな」芭蕉  
と記されており、境内に趣を添えられている。

地区の住民が「弁天様」と崇め長沢池の鎮守、住民の護神として歴史ある信仰の聖地である松島も年の流れと共に陸地となり、夏ともなれば涼風を求める青少年のキャンプ場として、元気で明るい若者達の憩いの場となり、昼夜賑う昨今の風景であるが、これからも地元今宿地区民、長沢池関係者の人々を中心とする鑄銭司地区民は「弁天様」を大切に守り、東條九郎衛門の偉業とともにこれからも後世に傳承して行かねばならない。



今宿に居住する住民が建立、との記述がある。  
  
これからも地元今宿地区民、長沢池関係者の人々を中心とする鑄銭司地区民は弁天様を大切に守り、東條九郎衛門偉業とともにこれからも後世に傳承していかなければならない。

## 松島と弁天様と長沢池



法定外共用物

鑄銭司字松島  
鑄銭司/山1408  
4958㎡

鑄銭司字長沢  
鑄銭司/耕2279  
1295㎡



明治42年の神社合祀制度の波及で巖島神社が黒山八幡宮へ統合された。松崎正雄氏の論文にあるように、明治45年今宿区集落が、地区世話人に登記名義人を委任したものと推察する。その後地域住民による維持管理続けられている。登記更新はせずに現在に至った。